

雨水流出抑制に資するグリーンインフラの  
実装拡大に向けた事業協力者募集要領

令和7年5月

東京都都市整備局

## 1 要領の目的

都は、自然と調和した持続可能な都市を目指し、東京の緑を「まもる」「育てる」「活かす」取組を「東京グリーンビズ」として進めており、「活かす」取組の一つとして、自然が有する機能を活用した「雨水流出抑制に資するグリーンインフラ」（以下、「GI」という。）の導入を実施しております。加えてGIは、「東京都豪雨対策基本方針（令和5年12月改定）」における具体的な取組事例の一つとしても位置付けられています。

本要領は、GI先行実施事業として、GIの効果の把握及び実装拡大に向けた認知度・意欲の向上を図ることを目的として、民間施設の敷地を対象にGIモデル施設を整備する事業協力者を公募するための事項を定める。

## 2 GIモデル施設の概要

### （1）目的

民間施設の敷地内にGIモデル施設を整備し、その効果の把握及び実装拡大に向けた認知度・意欲の向上を図ることを目的とします。

### （2）公募対象

以下に定める条件で、GIモデル施設の整備に協力が可能な事業者（以下「協力者」という。）を募集します。

#### 1）設置施設

商業施設、複合施設、オフィスビル等の民間施設

（例：物販店、飲食店、娯楽店舗等を想定）

#### 2）設置場所

ア 雨水の流出抑制（排水に関する課題等）に寄与できる場所であること。

イ 不特定多数の人が出入りできる場所であること。

ウ 人の目につきやすい場所（例：施設の出入口付近等）であること。

#### 3）実施期間

協力者決定後から令和8年2月末日までの期間

#### 4）デザイン・機能

ア 自然が有する機能を活用し緑化等を伴う雨水を貯留浸透させる構造※を有すること。

（想定施設：レインガーデン、バイオスウェル、貯留浸透機能を有する緑化舗装等）

※ 周囲から雨水を集水する構造（雨樋の接続等）を有し、碎石層（原則深さ10センチ以上）又は貯留浸透施設（雨水を貯留できる構造の窪地等）の整備により貯留浸透能力をもつ植栽地等とする。

- イ 雨水を貯留浸透させる機能を紹介する説明パネルを設けること。なお、設置においては、東京都屋外広告物条例等の景観に関する関係法令の手続を要しないものを原則とすること。

#### 5) 効果検証への協力

都が発注する委託受託者が別途行う GI モデル施設設置に伴う効果検証に協力すること。

※効果検証に伴う協力とは、調査者の敷地への立入り、機器の設置場所の提供等を想定している。

※効果検証の調査内容は、雨水貯留浸透調査、人流調査、心理的影響に関する調査等の実施を想定している。

※効果検証の実施は、本実施期間を想定しているが、令和 8 年度以降に都が調査を行う際は、都と協議の上で、可能な範囲で協力することとする。

#### 6) その他

ア 協力者は、東京都内（島しょを除く）で、複数の市区町村（1 市区町村では不可）で GI モデル施設の整備を行うことが可能であること。

イ GI モデル施設の整備を行う施設の所有者または管理者と協力者が異なる場合は、協力者が責任を持って、事前に整備に必要な許可等を取得しておくこと。

ウ GI モデル施設の設置にあたっては、法令等に基づき緑化等を実施した敷地（範囲）について、当該法令等に影響を与えないようにすること。

エ GI モデル施設の設置は、新たに設置するものを対象とする。

オ 事業協力者は、自ら責任をもって適切に GI モデル施設の維持管理を行うこと。

カ GI モデル施設は、施設利用者等に危害等を加えずに安全に配慮して設計されること。

キ 設置した GI モデル施設は、本実施期間終了後の令和 8 年度以降も一定期間（3 年間程度）は、協力者が責任を持って現地で適切に管理すること。

### (3) 費用負担等

#### 1) 対象経費

ア 設計費、工事費、材料費、維持管理費等、GI モデル施設設置に必要な実費相当額のうち、1 カ所あたり 150 万円を上限として都が費用を負担する。（1 協力者あたり、8 カ所分の計 1,200 万円を上限とする。）

※同一施設内であっても複数カ所の設置は可能であるが、構造は完全に分離していることを原則とする。

※1カ所あたりのGIモデル施設の規模（面積）は15㎡を最小値とする。なお、近接する15㎡未満の複数のGIモデル施設の合計面積が15㎡に達する場合は、それらをまとめて1カ所として申請することは可能とする。

※GIモデル施設の規模（面積）は、周辺から雨水を集水させるための改変や植栽等を設置するものも含むものとする。

※経費申請は、当該事業の実施に係る費用を明確に区分し、示した場合に限る。

※応募するために要する費用及びデザイン向上のために設置するオブジェやライトアップ等に要する費用については、都は負担しない。

- イ 都が実施する効果検証に要する費用（数値計測、検証等）については、都が負担します。
- ウ 都が負担する費用は消費税を含め、都と協力者が別途締結する協定書で定める額を超えないこととします。
- エ 自然災害に起因してGIモデル施設が破損した場合の復旧については、対応方法及び費用負担等を含め、都と協議の上、決定します。

## 2) 支払

- ア 都は、協力者からの当該事業終了後に申請に基づいた実績額（実費相当額）を確認した上で、令和8年5月末までに支払います。
- イ 協力者は、当該事業終了時にGIモデル施設設置に要した費用を記載した完了報告とその根拠となる資料等を令和8年2月末までに都に提出し、都の確認を受けるものとします。

## (4) 遵守事項等

実施に当たっては、次の事項を遵守してください。

- 1) GIモデル施設の日常管理及び安全管理は、協力者の責任において行ってください。
- 2) GIモデル施設設置に伴い寄せられる質問や苦情に対して、協力者は真摯に対応し、適宜都に回答方針を協議するとともに、回答内容を共有するものとします。
- 3) 万が一、事故が発生した際の緊急連絡先及び連絡ルールを実施計画に記載してください。
- 4) GIモデル施設の設置とその後の実施期間等において、協力者が所有し、又は管理する機器類その他機材に盗難、破損等の損害が生じた場合、都は一切の責めを負わないこととします。
- 5) 都が実施する評価検証で収集するデータは、協力者の求めに応じて都が共有することとします。提供したデータについては、都の許可を得ることなく第三者への開示、転載及び掲載を行うことを禁止します（詳細については、都と協議の上、協定に定めることとします。）。
- 6) GIモデル施設で整備したもの（資材等を含む）の財産は、事業者に帰属します。

## (5) 協力者の応募資格

応募者は次の1)～6)の全ての事項を満たすものとします。

- 1) 地方自治法施行令（昭和26年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 2) 東京都競争入札参加資格者指名停止等取扱要綱（平成18年4月1日付17財経総第1543号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- 3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条及び第30条の規定による更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- 4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- 5) 東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）に規定する排除措置対象法人等に該当しない者であること。
- 6) 事業の実施能力を有する者であること。

## (6) 応募方法

### 1) 応募様式等

#### ア 応募申請

都が指定する日時までに、次の書類を1部提出してください。

- ① GIモデル施設設置協力者（応募・辞退）申請書（様式1）
- ② GIモデル施設設置提案書（様式2）
- ③ GIモデル施設設置に係る誓約書（様式3）

受付期間は、「(7) 申請書の審査及び協力者の選定」に定められた期日のおりとしてします。

なお、様式1提出後に辞退する場合は、様式1（辞退申請書）を「(7) 申請書の審査及び協力者の選定」に定められた期日までに提出し、辞退する意向を明らかにしてください。

#### イ GIモデル施設設置提案書

申請者は、都が行う審査のため、下記の書類を提出してください。なお、GIモデル施設の設置数（各カ所）の状況が分かるように資料を整えること。

- ① 全体概要
- ② GIモデル施設設置位置図（方位記載）
- ③ GIモデル施設平面図（方位記載）・断面図
- ④ GIモデル施設設置イメージ図（※雨水の流れを記載）
- ⑤ 工程表（準備工、設置、管理）
- ⑥ 使用予定材料リスト（砕石、土壌、植栽等）

- ⑦ 経費説明図書（設計費、工事費、材料費、維持管理費）
- ⑧ 管理計画（維持管理内容、頻度等）※協定期間及び3年目までの計画
- ⑨ 工事及び管理体制図
- ⑩ GIモデル施設の導入（応募）理由
- ⑪ その他、申請者が参考として提出する資料

※本提案書について、申請時からヒアリング時までの内容の調整は可能とする。

## 2) 提出方法

応募用紙は下記ホームページからダウンロードし、提出書類は郵送、持参又は電子データの送付により提出してください。

郵送する場合は、以下の住所宛てに郵送してください。

持参又は電子データの送付を希望する場合は、事前に事務局宛てに御連絡ください。

郵送または持参する場合は、別途都から示す方法により、電子データを併せて送付してください。

[https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/bosai/chisui/gi\\_zigyousyabosyu](https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/bosai/chisui/gi_zigyousyabosyu)

〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1

東京都都市整備局都市基盤部調整課

雨水流出抑制に資するグリーンインフラ実装拡大に向けた事業協力者募集担当

## 3) 応募後の取扱い

- ア 提出書類は、返却、引換え、変更、加除修正及び取消しをすることができないものとします。
- イ 提出書類は、本事業の選定作業以外には無断で使用しません。
- ウ 提出書類は、選定作業に必要な範囲において、複製を作成することがあります。
- エ 提出書類を対象エリアの施設管理者などを含む関係者に供することがあります。
- オ 提出書類は一切返却を行いません。また、提出書類は、都の保存期間終了後、適切に廃棄処分します。
- カ 提出書類を作成するに当たり、都から提供した資料の内容は、公表されているものを除き、第三者への漏えいを禁止します。また、当該資料は、公表されているものを除き、提出書類を提出する際に、都へ返却するものとします。
- キ 申請が採用された場合、都と綿密な連絡・調整を行い、GIモデル施設設置の目的を実施計画案に十分反映するものとします。なお、採用された実施計画案について、都は、協力者と協議の上、その一部を修正することができるものとします。

#### 4) 質問等

本募集要領及び提出書類に関して質問がある場合は、別に定める質問書(様式4)により、次のとおり受け付けます。

##### ア 質問受付期間

下記「(7) 申請書の審査及び協力者の選定」に定められた期日のとおり

##### イ 質問方法

メールに質問書を添付して送付してください。

##### ウ 提出先

「下記(11)連絡先・担当」により指定されたメールアドレスへ提出してください。

##### エ 提出の際のルール

メール送付の際、件名は次のとおりとしてください。

【GI モデル質問】(8ケタの送信年月日)(事業者等所属名)

例) 2025年4月1日に株式会社●●●●がメール送付する場合

【GI モデル質問】20250401 株式会社●●●●

##### オ 質問に対する回答

質問とそれに対する回答を一覧にして、質問者全てにメール等で御連絡します。

カ 質問受付期間外の質問及び提出の際のルールに則していない質問については、受け付けないことがあります。

#### (7) 申請書の審査及び協力者の選定

##### 1) 審査方法

申請内容を審査するために「GI モデル施設協力者選定審査委員会(以下「委員会」という。)を構成し、別に定める評価基準(別紙1)に基づき総合的に審査します。

##### 2) ヒアリング

提出書類に基づき、委員会によるヒアリングを行う場合があります。詳細については、別途申請者宛てに通知します。なお、ヒアリングした内容は、提出書類を含み審査対象とし、協定書等へ反映するものとします。

##### 3) 選定のスケジュール

次の日程で選定を行います。

##### ア 公募開始

令和7年5月2日(金曜日)

##### イ 質問の最終受付

令和7年5月20日(火曜日)正午まで

##### ウ 上記質問に対する最終回答

令和7年5月23日(金曜日)(予定)

エ 申請書の受付

令和7年5月30日（金曜日）正午まで

オ 様式1（辞退申請書）様式1（辞退申請書）の受付

令和7年6月6日（金曜日）正午まで

カ ヒアリング

令和7年6月上旬から中旬（予定）

キ 協力者の選定・通知

令和7年6月下旬（予定）

4) 協力者の選定

ア 選定方法

協力者は、提出書類及びヒアリングの内容から、別に定める評価基準（別紙1）と照らし、令和7年度の予算の範囲内で上位から採用します。

イ 審査結果及び選定結果

（ア）通知期日

「(7) 申請書の審査及び協力者の選定」に定められた期日のとおり

（イ）通知

選定結果を全ての申請者に個別に通知します。審査に対する問合せには対応しません。

（ウ）審査での意見書

審査においては、申請者の提案内容を総合的に確認して審査を行うこととするが、公募条件と照らしてGIモデル施設の一部の設置箇所について削除や条件などを意見書として提示する際には、都と協議の上、対応すること。

5) 審査の考え方

別紙1「GIモデル整備協力者応募申請書評価基準」のとおり

(8) 実施計画の案の提出

協力者に選定された者は、実施計画書の案をまとめ、都が定める期限までに都に提出するものとします。実施計画書の案には(6) 1) イと同様の項目を記載してください。

提出された実施計画の案は、委員会の確認を得るものとします。

(9) 協定の締結

実施計画の案について委員会の確認を得た協力者は、実施計画の案の内容を踏まえた、都が用意する次に掲げる全ての事項を含む協定を都と締結するものとします（協定内容は、本要領の内容を基本とします。）。

1) GIモデル施設設置の実施・変更・中止に関すること。

2) 都と協力者の役割分担及び完了報告に関すること。

- 3) 効果検証の実施、調査協力及び検証結果の使用に関すること。
- 4) 成果の公表に関すること。
- 5) 損害賠償、不可効力等に関すること。

(10) 注意事項

- 1) 電子データで提出するものは、Microsoft Office で閲覧が可能な形式及び PDF 形式としてください。
- 2) 本件に係る公募の手續、都との協議及び提出物に使用する言語は、日本語に限ります。
- 3) その他疑義が生じた場合は、都と協議するものとします。

(11) 連絡先・担当

〒163-8001

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都都市整備局都市基盤部調整課

雨水流出抑制に資するグリーンインフラ実装拡大に向けた事業協力者募集担当

電話 03-5388-3386 (直通)

E-mail S0000177@section.metro.tokyo.jp

## 雨水流出抑制に資するグリーンインフラ 事業協力者応募申請書評価基準

### 1 目的

「雨水流出抑制に資するグリーンインフラ事業協力者応募申請書評価基準（以下「評価基準」という。）」は、東京都が公募する「雨水流出抑制に資するグリーンインフラのモデル施設（以下「GIモデル施設」という。）」の整備への協力者を「雨水流出抑制施設に資するグリーンインフラ事業協力者選定審査委員会（以下「委員会」という。）」が選定するための方法、評価基準等を示すものである。

### 2 評価の方法

- (1) GIモデル施設設置提案書及びヒアリングの内容を評価の対象とし、提案内容が「雨水流出抑制に資するグリーンインフラの実装拡大に向けた事業協力者募集要領」に記載されている事業目的に沿った適切な計画であるかを評価する。
- (2) 次の項目を評価する
  - ア 事業の妥当性
  - イ 計画の妥当性
- (3) 評価基準は次のとおり
  - ア 事業の妥当性  
事業目的に沿ったGIモデル施設の整備が可能となるかどうか、実現可能な計画・体制があり、完遂できる能力があるかを評価する。
  - イ 計画の妥当性  
提案された内容が地域の魅力向上に貢献し、環境への配慮や将来普及が期待されるものであるか、及び都が掲げる政策目標に資するものであるかを評価する。
- (4) 評価の点数については50点満点とし、得点配分については事業の妥当性を20点、計画の妥当性を30点とする。
- (5) 評価項目の内訳、それぞれの観点及び点数の配分は、以下による。

評価項目	得点	評価の観点
ア 事業の妥当性		
(1) 場所の妥当性		
GI モデル施設の整備場所としてふ	5	雨水の流出抑制に寄与すること。
さわしい場所であること。	5	多くの人の目に触れるまたは、人流が確保される場所。
(2) 工程		
効果検証等に協力できる計画であること。	5	効果を検証するため、早期に GI モデル施設を設置できる工程であることが望ましい。
(3) 遂行の体制		
本事業の実施が可能な人員体制を有していること。	5	役割と責任が明記され、安全かつ合理的であることが望ましい。
イ 計画の妥当性 (将来性)		
(1) 地域への配慮		
地域に配慮した計画であること。	5	景観向上やにぎわい創出など、地域の魅力向上に資することが望ましい。
(2) 普及効果		
都民の認知度・意欲向上に寄与する計画であること。	5	機能紹介等を通じて、都民が分かりやすくグリーンインフラを認識できる計画であることが望ましい。
将来的な普及が期待されること。	5	都民が興味を持つきっかけになり、作りやすく、管理しやすいなど、普及しやすいことが望ましい。
(3) 環境への配慮		
環境に配慮した計画であること。	5	資材の再利用や活用など、環境への配慮がなされていることが望ましい。
(4) 政策との整合		
都の政策目標と整合していること。	10	「2050 東京戦略」「東京グリーンビズ」「東京都豪雨対策基本方針」で示している都の政策目標達成への貢献が期待されることが望ましい。

- (6) 評価点の算出については、評価項目のそれぞれについて、委員会の各委員が次の0から5までの6段階で評点を付け、委員会各委員の採点を平均した点をもって得点とし（「政策との整合」については、0から5までの6段階で付ける評点に2を乗じた値を得点とする。）、その平均点が上位から予算の範囲内で採用する。ただし、各項目における評点に0点又は1点があつても含まれていた場合は、失格とする。

評点	評価の考え方
0	提案がない
1	最低限の要求水準を満たしておらず、許容不可である提案
2	最低限の要求水準を満たしていないが、調整の余地がある提案
3	最低限の要求水準を満たしている提案
4	最低限の要求水準よりやや優れている提案
5	最低限の要求水準より優れている提案